

JRR-2における「固体廃棄物の保管」に係る記載の追加について

今回の廃止措置計画の変更認可申請の補正において、保管廃棄施設としての定義を明記した経緯は以下のとおりである。

平成26年に保安検査官の巡視において、原子炉建屋内に解体廃棄物が一時保管されていることが確認され、説明を求められた。説明を行った結果、今後も解体廃棄物を一時保管するのであれば、廃止措置計画を変更し保管廃棄施設とするまでの間は廃棄物の仕掛品置き場として保安規定の中で明確に位置付け、保管廃棄施設と同等の管理を行うよう指導されたものである。

保安規定は速やかに変更を行ったものの、廃止措置計画については変更の機会がなく、今回の申請になったものである。

3条改正に伴う廃止措置計画の変更認可申請では、項目の組み換えのみでその他の変更は行わないという整理であったため、保管廃棄施設を性能維持施設に位置付ける変更は当初の申請に含まなかったものである。

今回の補正において、他施設との横並びを図る観点から性能維持施設に「保管廃棄施設」を追加することとなった。このため、他の廃止措置計画認可施設と同様に、保安規定にも「固体廃棄物の保管」に係る記載を追加するものである。